様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）
資産の部		
［略］		
固定資産		
［略］		
投資その他の資産		
［略］		
投資不動産	×××	×××
［略］		
投資不動産（純額）	×××	×××
使用権資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
使用権資産（純額）	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		
［略］		
（記載上の注意）		
［１．・２．　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品に関する注記）	（金融商品に関する注記）
第十五条の五の二　［略］	**第十五条の五の二**　［同上］
２　［略］	２　［同上］
３　第一項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第一項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。第百十一条第六項において同じ。）について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。	３　第一項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、同項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
投資不動産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
（記載上の注意）		
［１．・２．　同左］		